

## 原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更に伴う保安規定の変更について

令和元年 11 月 15 日

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部

### 1. 概要

原子力科学研究所の隣接事業所である日本原子力発電（株）（以下「原電」という。）の東海第二発電所は、平成 30 年 9 月 26 日付けをもって同発電所の新規制基準適合性確認に係る原子炉設置変更許可を受けた。原電は同許可において高台への緊急時対策所等の設置、防潮堤の設置等を行う方針としている。

原子力機構は「日本原子力発電（株）による原科研敷地の利用に係る覚書」に基づき、用地として原子力科学研究所の敷地の一部を貸与し、原電の工事進捗に合わせて敷地境界及び周辺監視区域境界を見直すこととした。また、原電防潮堤の工事に伴い作業エリアの一部が周辺監視区域境界と干渉することから、一時的に干渉しない位置へ周辺監視区域境界を変更する。

### 2. 周辺監視区域変更の全体計画

今後、新規制基準適合のための工事進捗に合わせて 4 回に分けて周辺監視区域を変更する。このため、変更の都度、原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定に定める周辺監視区域図を変更する。今回は 1 回目の申請である。

なお、原電から変更時期の見直しの連絡があったため、1 回目の申請を補正する。

申請回	変更時期	対象区域	変更理由
1 回目	<u>来年 1 月</u>	①防潮堤南側工区 <u>④放水路エリア</u>	防潮堤工事に伴う変更
2 回目	<u>来年 3 月以降</u>	②高台 <u>④放水路エリア</u>	緊急時対策所等の設置に伴う変更 <del>防潮堤工事に伴う変更</del>
3 回目	<u>来年度 第 2 四半期以降</u>	③防潮堤北部西側区間	防潮堤の設置に伴う変更
4 回目	原電防潮堤の 工事完了後	①+④について復旧	工事完了に伴う復旧

(添付資料－1 参照)

### 3. 第 1 回申請について

#### (1) 変更の概要

東海第二発電所の防潮堤設置工事に伴い、周辺監視区域境界を変更する必要性が生じた。なお、敷地境界及び線量評価の変更はないため、原子力科学研究所原子炉設置許可及

び核燃料物質使用許可に変更はない。

(2) 一時的な周辺監視区域の変更について

第 731 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における原電の資料 2-1 によると、東海第二発電所の南側に設置する防潮堤の工事に伴い、汚泥の仮置き場等の作業エリアを確保する必要がある。この作業エリアの一部が周辺監視区域境界と干渉することから、一時的に干渉しない位置へ変更し、工事完了後に復位する。

(3) 周辺監視区域の運用等について

【標識・柵等による管理】

立入ゲート等の新たな設置もないことから、出入管理等の運用に変更はない。

【隣接事業所との境界】

今回変更する周辺監視区域境界には、隣接する東海発電所及び東海第二発電所の周辺監視区域境界が設定されており、東海発電所及び東海第二発電所の周辺監視区域の変更が必要になる。

このため、今回変更する周辺監視区域の施行時期は、周辺監視区域の変更に関する原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定、並びに東海発電所保安規定及び東海第二発電所保安規定の変更が全て認可を受け、新たな周辺監視区域境界にフェンス及び標識を設置後とする。

(4) 平常運転時及び事故時の被ばく評価について

平常運転時及び事故時における気体廃棄物の放出による一般公衆の被ばく評価については、平常運転時は周辺監視区域外、事故時は敷地境界外の人（一般公衆）の居住の可能性を考慮した陸側地点（以下「被ばく評価時の境界」という。）にて実施している。

ここで、東海第二発電所の周辺監視区域には人が居住しないため、被ばく評価時の境界の内側となる。（添付資料-2 参照）

今回変更される当研究所と東海第二発電所が隣接する周辺監視区域境界は、既許可の被ばく評価時の境界の内側であるため、既許可の平常運転時及び事故時の被ばく評価に変更は生じない。

## 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

(昭和三十二年総理府令第八十三号)

(管理区域への立入制限等)

第七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

## 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(昭和三十五年通商産業省令第七十七号)

(管理区域への立入制限等)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

## 核燃料物質の使用等に関する規則

(昭和三十二年総理府令第八十四号)

(管理区域への立入制限等)

第二条の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

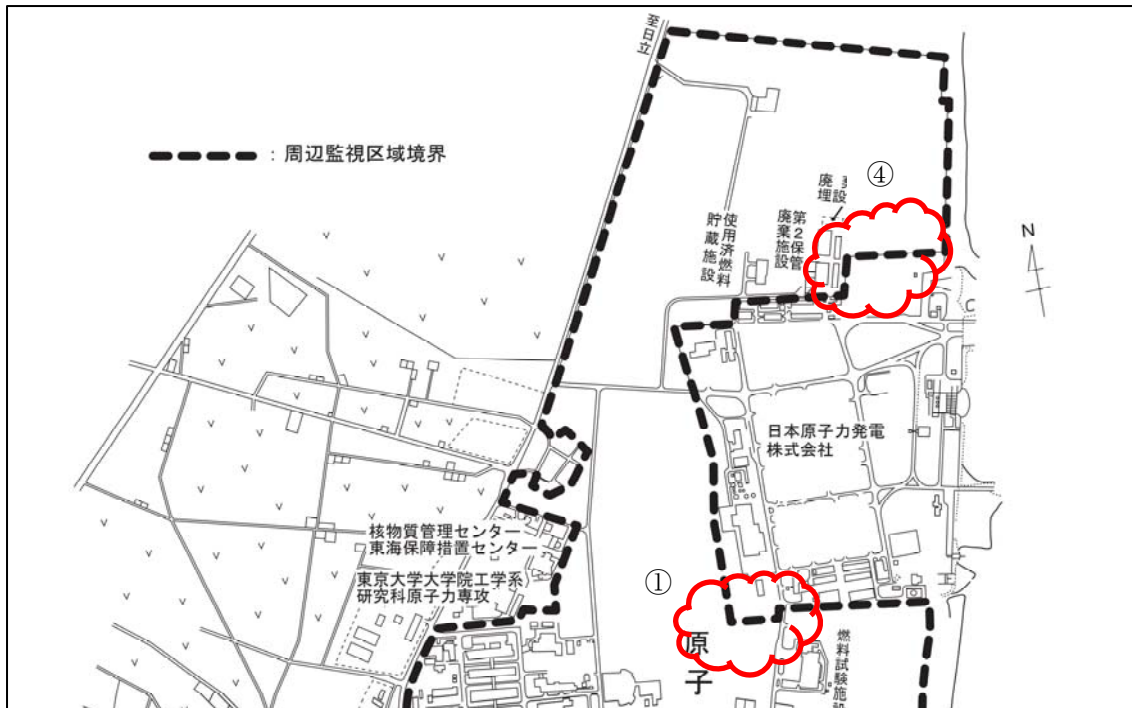
# 添付資料－1 周辺監視区域境界の変更の予定

現 状



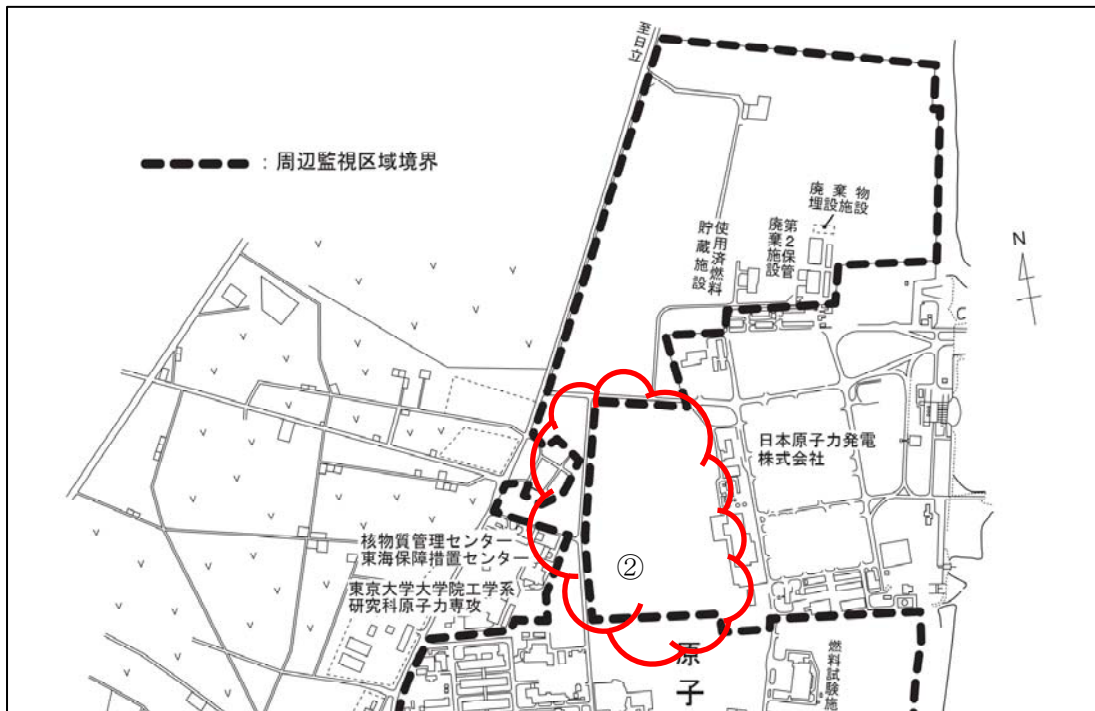
1 回目

来年1月



2 回目

来年3月以降



3回目

来年度第2四半期以降



4回目

5

原電防潮堤の工事完了後



---

本添付資料のうち、  は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



添付資料－ 3 保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応

①「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（以下、「試験炉規則」という。）並びに「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準」及び「廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準」（以下、合わせて「試験炉保安規定審査基準」という。）の要求事項に対する、原子炉施設保安規定各条文の対応を示す。

試験炉保安規定審査基準		原子炉施設保安規定条文		変更有無	変更概要
試験炉規則第15条 第1項第6号	本事項については、以下の事項が明記されていること。				
【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限】	1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。ここで、措置とは、試験炉規則第7条第1号に掲げられた措置をいう。	第2編 第10条	管理区域	無	
		第2編 第11条	管理区域の区分及び指定	無	
		第2編 第12条	管理区域の一時解除	無	
		第2編 第13条	管理区域に係る保安の措置	無	
		第2編 第14条	管理区域に係る遵守事項	無	
		第2編 第15条	一般物品の持出し管理	無	
		第2編 第16条	低レベル区域に係る出入管理	無	



試験炉保安規定審査基準		原子炉施設保安規定条文		変更有無	変更概要
	2. 保全区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。ここで、措置とは、試験炉規則第7条第2号に掲げられた措置をいう。	第2編 第17条	保全区域の管理	無	
	3. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。ここで、措置とは、試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置をいう。	第2編 第18条	周辺監視区域の指定	有	周辺監視区域の変更に伴う変更
		第2編 第19条	周辺監視区域の管理	無	

②「核燃料物質の使用等に関する規則」（以下、「使用規則」という。）並びに「使用施設等における保安規定の審査基準」（以下、「核燃料使用保安規定審査基準」という。）の要求事項に対する、核燃料物質使用施設等保安規定各条文の対応を示す。

核燃料使用保安規定審査基準		核燃料物質使用施設等保安規定 条文		変更有無	変更概要
使用規則第2条の 12第1項第4号	本事項については、以下の事項が明記されていること。				
【管理区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。ここで、措置とは、使用規則第2条の11の3第1号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。	第2編 第9条	管理区域	無	
		第2編 第10条	管理区域の区分及び指定	無	
		第2編 第11条	管理区域の一時解除	無	

核燃料使用保安規定審査基準		核燃料物質使用施設等保安規定 条文		変更有無	変更概要
		第2編 第12条	管理区域に係る保安の 措置	無	
		第2編 第13条	管理区域に係る遵守事 項	無	
		第2編 第14条	一般物品の持出し管理	無	
		第2編 第15条	低レベル区域に係る出 入管理	無	
	2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入 制限等に関する事。ここで、措置とは、 使用規則第2条の11の3第2号及び第 2条の11の5第1号に掲げられた措置 をいう。	第2編 第16条	周辺監視区域の指定	有	周辺監視区域の変更 に伴う変更
		第2編 第17条	周辺監視区域の管理	無	